

	質 問	回 答
1	<p>(1)地域づくり支援業務>ハ 内容>(ホ)交流促進、継続した受入体制づくりに向けた支援</p> <p>・先進地視察等に係る参加者の交通費、宿泊費を事業費で負担することは可能でしょうか？（都市農村交流に取り組む地域団体は、「(3)の本業務における留意点」に記載のある体験プログラムの参加者等に該当するのでしょうか？）</p>	<p>(1)地域づくり支援業務（ホ）受け入れ体制づくりに向けた支援においては、支援対象および外部人材を対象とした先進地視察等に係る交通費、宿泊費を事業費で負担することは可能です。</p>
2	<p>(3)本業務における留意点</p> <p>・「個人給付の観点より、体験プログラムの参加者等に対する交通費、宿泊費、食費、体験費等は対象外経費となることから事業予算として計上しないこと。」と記載がありますが、例えば対象地域（市町村など）において農泊、移住などの支援制度（補助金）があった場合、参加者が自ら当該支援制度を活用することは可能でしょうか。</p>	<p>参加者自らが移住等の制度を活用することは可能ですが、活用する際は、該当する市町村へ事前の確認が必要となります。</p>